注記
1　有価証券の評価基準及び評価方法
　資産の価額は、取得価額による。
2　固定資産の減価償却方法
　借入不動産附帯施設の減価償却は、定額法により償却を行い、直接法により記帳している。
　一括償却資産の減価償却は、３年間の均等償却とし直接法により行っている。
　一括償却資産以外の有形固定資産の減価償却は、平成19年３月31日以前に取得したものにあっては旧定額法により、平成19年４月１日以降に取得したものにあっては定額法により行っている。
　なお、減価償却累計額は次のとおりである。
　固定資産　42,400,277円
3　開発費の償却方法
　開発費の償却は、５年間の均等償却とし直接法により行っている。
4　引当金の計上基準
　東日本大震災未払給付引当金は、東日本大震災により発生した補償及び福祉事業の給付に充当するべき平成23年度における必要見込額のうち、当該年度中に請求がなかった額について、所要額を計上している。
　退職給与引当金は、役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員等が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

特別補償経理

貸　借　対　照　表

平成24年３月31日現在

資産		負債及び資本	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	11,433,650,509	固定負債	9,854,225,822
銀行預金	201,249,111	災害等補償準備金	9,854,225,822
普通預金	201,249,111	資本	1,579,424,687
証券投資信託	154,085,398	剰余金	1,579,424,687
有価証券	11,078,316,000	不足金補てん積立金	1,579,424,687
地方債	10,083,719,000		
その他の有価証券	994,597,000		
合計	**11,433,650,509**	**合計**	**11,433,650,509**

損　益　計　算　書

自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用	850,945,608	経常収益	1,016,155,724
補償費	535,815,002	負担金	811,691,513
休業補償費	535,815,002	負担金	811,691,513
福祉事業費	181,404,224	利息及び配当金	159,485,502
福祉事業給付費	181,404,224	預貯金利息	355,728
休業援護金	181,404,224	有価証券利息	158,806,466
管理費分担金	133,726,382	信託収益	323,308
管理費分担金	133,726,382	賠償金	44,358,709
剰余金	165,210,116	賠償金	44,358,709
剰余金	165,210,116	有価証券益	620,000
剰余金	165,210,116	有価証券益	620,000
合計	**1,016,155,724**	**合計**	**1,016,155,724**

注記
　有価証券の評価基準及び評価方法
　資産の価額は、取得価額による。

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第24―５号

　電気計器の型式について、平成24年６月28日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。
　平成24年６月28日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第3713号	普通電力量計	ＭＢ８ＷＭ―ＴＬ	三菱電機株式会社	交流単相３線式	100	120	50，60
第3714号	普通電力量計	ＭＢ８ＷＭ―Ｒ		交流単相３線式			
第3715号	普通電力量計	ＭＢ８ＷＭ―Ｒ		交流三相３線式	200		

都市計画事業公告

　都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。
　平成24年７月25日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

1　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設道路事業１・４・８号高速横浜環状北西線
2　施行者の名称　横浜市及び首都高速道路株式会社
3　事務所の所在地　神奈川県横浜市中区港町１丁目１番地　横浜市、東京都千代田区霞が関１丁目４番１号　首都高速道路株式会社
4　事業地の所在　神奈川県横浜市緑区北八朔町地内、青葉区市ケ尾町及び下谷本町地内並びに都筑区池辺町、加賀原一丁目、川向町、川和台、川和町、二の丸及び東方町地内

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製94号

　建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。
　平成24年７月25日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁